

◎新潟県告示第1002号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ジャパンケア上越	新潟県上越市南城町3丁目2番23号南城町3貸ビル1階	株式会社ジャパンケアサービス	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24年6月28日	平成24年7月31日
デイサービスセンターみのり	新潟県長岡市飯塚2800番地1	越後さんとう農業協同組合	通所介護 介護予防通所介護	平成24年7月3日	平成24年7月31日
安塚やすらぎ荘ショートステイ	新潟県上越市安塚区和田616番地子	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年6月27日	平成24年7月31日